

一般社団法人次世代看護教育研究所
研究活動における不正行為防止規程

(目的)

第1条 この規程の目的は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年文部科学大臣決定）」に基づいた、一般社団法人次世代看護教育研究所（以下「当研究所」という）の取組みについて、必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 最高管理責任者は、当研究所の内部文書である「科学研究費助成事業の研究実施規程」の第2条に定める者とする。
- (2) 統括管理責任者は、当研究所の内部文書である「科学研究費助成事業の研究実施規程」の第2条に定める者とする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、当研究所の内部文書である「科学研究費助成事業の研究実施規程」の第2条に定める者とする。

(対象とする研究活動)

第3条 この規程で対象とする研究活動は、当研究所において経理する全ての研究活動とする。

(対象とする研究者)

第4条 この規程で対象とする研究者は、前条の研究活動を行っている研究者とする。

(対象とする不正行為)

第5条 この規程で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

(1) 研究活動における特定不正行為

捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(2) 研究活動におけるその他の不正行為

不適切なオーサiership：論文著作者が適正に公表されないこと

二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

研究成果の漏えい：非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと

(3) 研究費の不正使用

(研究者の責務)

第6条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、次の各号に掲げた事項を盛り込んだ誓約書（別紙）をコンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。

(1) 規程等を遵守すること

(2) 不正使用を行わないこと

(3) 規程等に違反して、不正使用を行った場合は、当研究所の就業規則による処分及び法的な責任を負うこと

3 研究者は、研究データその他の研究資料等を5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者は、コンプライアンス教育及び倫理教育を受講しなければならない。

(告発窓口)

第7条 研究活動における不正行為に関する告発（以下「告発」という）等を受付ける窓口（以下「受付窓口」という）は、管理部とする。

(告発の取扱い)

第8条 告発は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて、受付窓口へ直接行われるものとする。

2 告発は、原則として、不正を行ったとする研究者の氏名又は名称、不正の態様、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていないなければならない。

3 受付窓口は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該告発の内容について、告発を行った者（以下「告発者」という）に対して確認又は補正の指示をすることがある。

4 告発を受付けた受付窓口は、速やかに統括管理責任者に報告する。

5 統括管理責任者は、前項の報告を受けて、告発内容の合理性と調査可能性等について予備調査を実施し、速やかに当該内容を最高管理責任者に報告する。

6 最高管理責任者は、前項の報告を受けて、告発された行為が行われている可能性、告発の際に示された科学的かつ合理的理由の論理性等、告発の内容の合理性及び不正の

可能性について本調査が必要と判断したときは、直ちに不正調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置して、事実関係を調査しなければならない。

- 7 最高管理責任者は、本調査の要否について、告発の時から 30 日以内に判断しなければならない。
- 8 本調査を行わないと判断した場合、その旨を理由とともに告発者に通知し、また、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る研究費の配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする
- 9 告発の受付及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

(告発者・被告発者の取扱い)

第9条 告発を受付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールを受付窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりする等、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じる。

- 2 受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 最高管理責任者は、悪意（被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するため等、被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思）に基づく告発を防止するため、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること等をあらかじめ周知する。
- 4 最高管理責任者は、単に告発した又は告発されたことを理由に、告発者又は被告発者に対して不利益となる取扱いを行ってはならない。

(調査の実施)

第10条 本調査を行う場合、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に調査方針、調査対象及び方法等を報告して協議しなければならない。

- 2 本調査の実施が決定された場合、45 日以内に本調査が開始されなければならない。
- 3 調査委員会の構成は次に掲げる者とし、当研究所に属さない外部有識者を半数以上含むものとする。ただし、公正かつ透明性の確保の観点から、当該告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 管理部長
 - (3) 当研究所に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）
 - (4) その他統括管理責任者が指名する者

- 4 調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は、この通知から 30 日以内に、最高管理責任者に対して委員に関する異議申し立てをすることができる。
- 5 調査委員会は、調査の対象となる者に対して関係資料の提出、事実の証明及びその他調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、次の各号に掲げる事項について関係者からのヒアリングを実施し、速やかに告発の内容の調査を実施する。
 - (1) 支出に係る証拠書類の収集及び分析
 - (2) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集及び分析
 - (3) 当研究所規程及び公的研究費配分機関の使用ルールとの整合性の調査
 - (4) 告発の際に示された科学的かつ合理的理由の論理性の調査
 - (5) 当該研究に係る論文や生データ等の各種資料の精査
 - (6) その他必要となる事項の調査
- 6 調査委員会は、被告発者が調査委員会から再現性を示すことを求められた場合又は自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会を保障するものとする。
- 7 調査委員会は、調査の実施にあたり、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 8 調査委員会は、関係資料の提出その他調査の実施上必要な協力を求めることができる。
- 9 調査委員会は、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出することができる。
- 10 調査委員会は、告発をされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような関係資料等の保全を行うことができる。
- 11 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が本調査の遂行上必要な範囲外に遺漏することがないように十分配慮するものとする。

(調査の協力義務)

第 11 条 当研究所職員は、調査の実施上必要な協力を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 12 条 本調査において、被告発者が告発内容を否認する場合には、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

(認定)

第13条 調査委員会は、本調査により得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為が行われたか否かを調査の開始から150日以内に判定して、不正行為と認定した場合は（本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足りる証拠が示せない時も含む）、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

2 調査委員会は、前項に規定する認定において、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、本調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立て)

第14条 不正行為と認定された被告発者又は悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立てによる再調査の結果、悪意に基づく告発をしたものと認定された者を含む）は、受付窓口を通じ、当該通知を受けた日から起算して30日以内に統括管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公平性に係るものであるときは、その理由を付して最高管理責任者に対して不服申立てを行うものとする。その際に、最高管理責任者は、不服申立ての対象となった調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。また、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

3 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合、その旨を告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関にも所属している場合はその所属機関、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。

4 不服申立ての審査は、第2項で定めた場合を除いて、本調査と同じ調査委員会において行われる。

5 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。その上で、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

6 当該不服申立ての審査の結果、不服申立てを却下、もしくは再調査を行うことと決定した場合、その旨を、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。

7 再調査を開始した場合は、当該告発者又は被告発者から先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。た

だし、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

- 8 調査委員会は、再調査を開始した場合、調査結果を覆すか否かを決定し、当該不服申立てを受けた日から 50 日以内に再調査の結果を最高管理責任者に報告する。
- 9 最高管理責任者は、前項の調査結果を告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関に所属している場合はその所属機関、告発された研究に係る研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。

(調査結果の通知及び公表)

第 15 条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において研究活動上の不正行為があったと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の職・氏名
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他最高管理責任者が必要と認める事項

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等の故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の認定において、悪意に基づく告発との認定があったときは、告発者の氏名、所属及び悪意に基づく告発と認定した理由を公表する。
- 4 最高管理責任者は、速やかに、調査結果を告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関に所属している場合はその所属機関、告発された研究に係る研究費の配分機関及び文部科学省に、当該調査結果を通知するものとする。

(調査中における一時的措置)

第 16 条 最高管理責任者は、調査委員会における調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為と認定された者の措置)

第 17 条 最高管理責任者は、次の各号に掲げるいずれかに認定された研究者に対して、就業規則その他関係規程等に従い必要な処分を行うとともに、直ちに当該研究費の使

用中止を命ずる。

- (1) 不正行為と認定された被告発者
 - (2) 不正行為への関与が認定された研究者又は関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された研究者
 - (3) 告発が悪意によるものと認定された告発者
- 2 最高管理責任者は、前項(1)及び(2)に規定する者(以下「被認定者」という)に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、被認定者に対し、直ちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、極めて悪質な不正行為の場合は、当該研究に配分された研究経費の全額を返還させることができる。
 - 4 当研究所に勤務する告発者について、告発が悪意に基づくものであることが認定された場合、最高管理責任者は、就業規則その他関係規程等に従い必要な処分を行う。

(不正行為が行われなかったと認定された者の措置)

第 18 条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるとともに、研究費の支出の停止を解除するものとする。

(処分)

第 19 条 不正行為と認定された被告発者に対する処分は、不正行為の内容に応じて最高管理責任者が行う。

(関係機関への通知、報告)

- 第 20 条 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わるその他の競争的資金等における管理・監査体制の実施、再発防止策等を含む最終報告書を研究費の配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を研究費の配分機関に提出する。
- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに調査委員会に認定させ、研究費の配分機関に報告しなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、前項のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関から求めがあった場合には、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(他機関の調査への協力)

第 21 条 他機関で告発され、告発された事案に係る研究活動が当研究所で行われていた場合、最高管理責任者は、他機関の調査委員会の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような関係資料等の保全を行うことができる。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めのない事項については、別途、協議のうえ取扱うものとする。

附則 この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。